

# 自治会活動から障害者運動，まちづくりへ —平沢保治の仕事—

川崎 愛

## I. はじめに

ハンセン病療養所入所者（退所者）による著書は1996年の「らい予防法」廃止後、2001年の国家賠償請求訴訟の前後に増え、入所者の平均年齢が80歳を超えた近年も年に数冊は出版されている。

発病のため、思い描きもしなかった生活を長期に続けた個人史はそれぞれ貴重であるが、歴史の転換点を形成した著者によるものは、人生を書き遺すことなく亡くなった大多数のかつての病者の姿をも映しだす。弁護士に手紙を送って国賠訴訟のきっかけを作った島比呂志、現在も全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）を支えている大竹章、裁判の原告として闘った国本衛、宇佐美治、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）会長の任にあった筈雄二、早期に語り部として啓発活動を行い世界の回復者とつながる活動を担っている森元美代治、東京コロニーを経て社会復帰しハンセン病と沖縄問題を考え発信し続ける伊波敏男などの著書がこれに該当する。しかし彼らは「社会運動家」という肩書は持たない。

本稿では「語り部」「社会運動家」<sup>1)</sup>と呼ばれる無二の存在である平沢保治の社会運動家の側面に焦点をあてる。彼が携わった運動の生成過程と内容、運動圏の広がりや活動の原動力、活動によって獲得したことを彼の著書<sup>2)</sup>と「語り部」活動、インタビューから明らかにする。

## II. 平沢の歩み

平沢による自著（1997年、2005年、2013年）とハンセン病資料館の講演録からこれまでの人生をたどる。

## 1. 出生から入所

1927年茨城県古河市に生まれた。ハンセン病という理由で家族が過酷な迫害を受けたので「らい予防法」廃止の運動をするまでは北関東とまでしか言えなかった。

兄と姉がいたが生まれてまもなく亡くなったため事実上長男として大事に育てられた。

小学校3年生のとき父がハンセン病との診断を受け、母の実家から親せきがやってきて母を連れ帰った。母は夫が病気になったというだけで離婚はできないし、子どもたちとも別れることはできない、と実家から勘当されて戻ってきた。父は療養所に入るつもりでいたが母が帰ってきたので自宅で療養することになり、養蚕を兼ねた農家の家業は作男を雇った。ハンセン病患者がいる家には嫁が来ないだろうと小学校を卒業後は別の町にある電気の技術を学ぶ専門学校に入れられた。専門学校2年生のときに足のひざにできた傷が痛まず、町医者で紹介状を持って東京大学病院の皮膚科特別診察室へ行った。医者の「一年ほど療養所に入れば治るから一日も早く行きなさい」という言葉に従い1941年12月24日に多磨全生園に入所した。それまで躊躇していた父も子どもだけやるわけにはいかない、とその後すぐに入園した。父の入所後、警察が家中を消毒し、そんなに怖い病気なのかと、今までかばってくれていた人たちも態度が一変した。父の入所は隠せなかったが、平沢は東京の学校に行き行方不明になったことになっている。

母は女手ひとつで四人の子どもを育て農業もしながら三カ月に一度は面会に来てくれた。大多数が未だに本名を出さずに入所時に変えさせられた園名を使っているにもかかわらず、本名を出して、ハンセン病の真実を社会に対して訴えようとの決意の背景には母の愛情と「らい予防法」への怨念があったからである<sup>3)</sup>。

入所時は多磨全生園には1300人の入所者がいて、うち子どもは80人くらいだった。彼らは1931年に入所者が建てた全生学園に行き、午前中は勉強、午後は仕事をした。少年寮は18畳で10人以上がいる雑居部屋で、掃除、洗濯、食事運びなど生活の一切は当番でやった。それ以外にも仕事をせねばならず軽症だったため、園の竹やぶの竹をつかった籠作りを始めた。当時園内で使われていたあらゆる籠はあばら家の作業場で働いていた七人によって作られていた。戦前の職員は「オイコラ」式で患者は呼び捨て、反対に入所者は医師だけでなく職員に対しても「先生」と呼んでいた。職員は雑居部屋に入ってくる時には長靴を脱がずにあがり込んでくるような扱いで患者は卑屈になっていくばかりだった。

戦局が悪化し空襲が激しくなると次第に食べ物が減っていき、少年寮でもひどい虐めがあった。母は警察の目をかいくぐって下着に作った小さな袋にお米を入れて通ってくれた。それが面会に誰も来ない人からすれば面白くなく、入所した翌年の1942年5月17日に暴力をふるわれ、一晩もつかどうかわからないほどの重傷で、今も耳の後ろに穴が空いている。このような状況に耐えられたのは、病気を治して社会に復帰し、学校に戻りたいという願いと小学校の卒業式に先生が書いてくれた「平沢くんへ。努力しなくて

もいいから諦めないで生きてほしい」という言葉があったからである。

園の運営体制は、将来身体が不自由になったとき自分の面倒を見てもらうため軽症の患者は大人から大切にされ、重症者は惨めな状態におかれるという歴然とした差別があった。

1948年に日本でもプロミンでの治療が始まった。しかし当初、国は国立療養所の入所者にその治療薬の予算をとらなかった。母が土地を売ってお金を作ってくれたので、治療を受け、らい菌はすぐに消滅したが薬の量を誤り、手足に後遺症が残った。社会復帰は諦め1950年に結婚した。2年前に制定した「優生保護法」により、子どもを持つことは法的に禁じられ断種手術を受けた<sup>4)</sup>。

## 2. 社会運動への参加

ハンセン病の治療薬プロミンの予算化を目指して、園の御用機関であった自治会は役員が選挙で選ばれるようになり、他のハンセン病療養所との交流も始まった。全癩患協（のちの全患協・全国ハンセン病患者協議会、1996年4月より全療協・全国ハンセン病療養所入所者協議会）が結成されたのは1951年である。同時期にハンセン病は治る病気になったので、それに合致するよう議員立法で改正を求める動きが国会であった。それに対して厚生省は参議院の厚生委員会に多磨全生園園長、長島愛生園園長、菊池恵楓園長の三人を参考と呼び、強制隔離や優生手術の強化といった現況に反する発言を引き出した。そのため国会では三園長証言にそった法「改正」の論議が進められ、入所者は作業ストやハンスト、国会前での座り込みを行って抗議した。平沢は座り込みに行こうにも手足に後遺症があると全生園の最寄りの清瀬駅や秋津駅で張り込みの警察に捕まるため、園内の作業ストや園側との交渉の際に傍聴するなどの関わりであった。

「らい予防法」闘争後、中心メンバーで後遺症が少なく軽症な人の多くは社会復帰していった。療養所に残されたのは不自由者と軽症でも運動に消極的な人だった。平沢は不自由舎での付き添いの仕事を通して医療、介護、生活改善・居住改善に取り組み始めた。

冷遇されていた不自由舎の入所者の組織化や、愛友会、盲人会活動の援助を行った。

並行して、朝日訴訟の支援メンバーや日本患者連盟の人たちとも交流も持ち始めるようになった。朝日との個人的な面識はないが、患者といえども闘わずして生きていけない、ということを学んだ。恩恵ではなく権利として社会保障をとらえ、命をかけてそれを主張する姿に感動した<sup>5)</sup>。

## 3. 自治会役員になる

1969年に全生園で自治会が再建されて以降、これまで重視されてこなかった不自由者（特に盲人）や在日韓国・朝鮮人入所者の処遇改善への取り組みが始まった。例えば在

日入園者らが在日外国人ハンセン病同盟という組織を結成し、全患協（全国ハンセン病患者協議会、現在は全国ハンセン病療養所入所者協議会）も支援し、在日外国人の入所者にも年金が支給されるようになった。戦後の日本の社会運動の中で、日本人と韓国・朝鮮人が長期にわたって協力して運動を続けてきた希有な実践例の一つ、と評価する<sup>6)</sup>。

自治会の中央執行委員（常任委員）になったのは1965年でハンディキャップを持つ人たちの権利を活動の中心とし、外の様々な社会活動にも全力でかかわっていた。ところが、その年の暮れに過労が原因で全身神経痛に見舞われ、体中置き場のない痛みで手は腫れあがり、両手の感覚が麻痺してしまった。精神的なダメージに加えて身の回りのことができなくなり、生きていても何の役にも立たない、と翌年6月に納骨堂の木で首つり自殺を図った。妻が発見して一命をとりとめ、以前から交流のあった群馬県草津にある栗生楽泉園の仲間たちの厚意で約100日間静養した。

全生園に戻ると、常任委員7名のうち平沢を含めて3人が病気で倒れ、代わる委員を補充できずに自治会は閉鎖されていた。やがて各舎（寮）の代表者で構成する組織が自治会再建を担うようになり、選挙で舎長会の会長になった。副会長には園内でもっとも立場の弱い盲人と在日外国人の入園者になってもらった。1969年、自治会再建に関する賛否投票を行い、七割の賛成で再建した。2年10ヵ月の解散状態を経た再建後は、自治会費を取り、自治会は要求団体であり、不自由な人であっても入園者なら誰でも役員になることができることを確認し、会長に就任した。

自治会では具体的に三つの方針を立てた。患者作業によって患者の看護を担い、入所者の雑居が続いていたので、医師、看護師などの人員増員、施設の充実を一つ目の柱とした。二つ目は地域の人たちを視野に入れた活動を行うことで、自治会活動の半分は入所者のために、あとの半分は地域の人たちのためになるような活動をする。地域に出ていくことで病気に対する誤解を自分たち自身が解いていこうというのが理由である。三つ目は園内の古老たちに呼びかけて緑化運動を行うことで、元自治会長の松本が「地域のみなさんにわたしたちの感謝の気持ちを伝えるために、全生園に緑を植えてそれを残そう」という呼びかけが発端となった。

1970年代に入ると公害問題が表面化し、園内では早速に緑化委員会を設置して東京ドームの8倍の広さの園を外部の寄付も受けずに整備した。1971年には障害者団体などと協同して市に「障害者福祉手当」を支給するように求めた。再三の要求によって障害者手帳一～四級の人への支給が始まった。その後、さまざまな団体の人が力を合わせて要求を出し、実現できたのだから解散してはもったいない、と東村山市身体障害者患者連絡協議会（身患連）を結成、副会長に選ばれた<sup>7)</sup>。

#### 4. 障害者運動へ

1960年代から地域の社会福祉、障害者運動にかかわりをもったのは、療養所という閉

ざされた環境から少しでも外の世界を知りたいという動機による。当時は療養所の外の人たちと対等に交流できることがうれしかったが、大勢の人と出会うことでハンセン病療養所で暮らす自分たちの存在の特異性について痛感させられた<sup>8)</sup>。

1969年に再建した自治会は障害の重い入所者を中心としていて、地域社会にあるハンセン病に対する偏見を取り払う活動も重視していた。そのため自らが療養所の外に出て、社会の人たちと信頼関係をつくることが不可欠であると考え、1971年に東村山身患連（東村山市身体障害者患者連絡協議会）を組織し、障都連（障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会。障全協の東京地方組織）にも加盟した。

身患連の副会長としての活動は、自治会の仕事をしながら「平沢は外のことばかりやっている」と言われるほど重視した。オイルショックのときには、市内の障害者に自動車のガソリン税分の補助を出させ、トイレトペーパーが不足しても買いに行かれないのでメーカーに届けてもらうよう交渉し実現した。西武の久米川駅に障害者用スロープやトイレを設置、橋上駅化をやめさせ福祉駅にした。

都が寝たきり老人手当の制度をつくった当初、全生園入所者は対象外だったが、市と日本患者同盟の協力を得て都に要求し、支給されることになった。これが各地の療養所にも知られるようになり、自分たちの自治体でも支給されるようにできないかとの声が大きくなった。これを受け、各療養所側はハンセン病療養所がある十三自治体に対して国が特別な財政的援助をするようはたらきかけ、全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会が熊本元東村山市長を中心に創設された。

1976年には東京三多摩地域の障害者団体の一員として、妻とヨーロッパの障害者施設の見学と交流旅行に参加した。当時は「らい予防法」のもとで旅券が交付されず、一時療養所から東村山市内に転居し交付を受けた。このためハンセン病回復者であることを二、三の指導者以外に話すことができず、旅行期間中いつ強制送還があるか不安が募った。

1981年の「国際障害者年」には月2500円の福祉タクシー券補助制度ができた。保守市政であっても身患連などの運動が福祉行政に大きな影響を与え、成果をあげた。

障害者運動を続ける中で、学校教育におけるハンセン病問題や障害者問題が気になるようになった。しかし二十数年前の学校は、子どもにハンセン病が感染したらどうするのだと受け入れない。ある先生から依頼があって中学校で講演した時はハンセン病ではなく障害者として行った。

ハンセン病療養所に入所していることを明らかにするのは、「らい予防法」廃止運動に積極的に取り組むようになってからで、自分自身の弱さや病気に対する偏見を克服できた<sup>9)</sup>。

## 5. 活動のひろがり

初めて海外のハンセン病回復者に会いに行ったのは1996年3月26日、中国の広州でIDEA<sup>10)</sup>が開催したワークショップに参加するためだった。日本からの当事者は平沢夫妻と奄美大島の療養所からの三人で、参加要請がきたのは自治会長、厚生省委託らい予防法事業対策調査検討委員会の委員として「らい予防法」廃止運動にかかわってきたこと、ハンセン病資料館で「語り部」として多くの市民との対話を続けてきたので、日本の当事者や療養所のおかれている現状を語るのに適任であるとの判断だろう<sup>11)</sup>。以来、ハワイのカウラパパ、スペインのフォンティリヤス、インド、韓国、アメリカのカーヴィルなど、かつての療養所や当事者が暮らす「定着村」を訪れ、交流した。インド訪問は「英国救らいミッション」が創設した「第一回ウェレスレー・ベイリー賞」に選ばれ、授賞式に出席するという目的もあった。「Think globally, act locally」をもじって「足は地元に、目は日本に、ハートは世界に」を自らの行動に対する標語にし、世界のハンセン病回復者との出会いを通して実現している<sup>12)</sup>。

2001年5月のハンセン病国賠訴訟判決の少し前から社会の関心が高まり、自らのたどってきた道や未解決の問題を話す機会が増えた。特に療養所の地元の学校現場での講演・交流活動には力を入れていて、入学式や卒業式にも出席するなど継続的に関わっている。その結果、地元の東村山市は2003年から2005年まで文部科学省の「人権教育総合推進地域」に選ばれた。最も効果的な啓発活動は、回復者が一人でも療養所をでて普通の生活を送ることだ。様々な事情から退所することはできなくても、地元小中学校での人権教育活動は療養所と地域との垣根を取り払うことにつながる、そして療養所ごと社会復帰することにつながっていくと思っている<sup>13)</sup>。

## Ⅲ. 「語り部」活動とインタビュー

### 1. 「語り部」活動の概要

全国の療養所で高齢化が進み入所者が減少するなかで、ボランティアガイドを養成したり学芸員を置いて資料の保存や紹介をしている園もあるが、入所者による「語り部」としての活動はますます重要性を増している。

国立ハンセン病資料館では、毎月第三日曜日に40分のガイダンスビデオ<sup>14)</sup>を見た後に平沢の話（1時間20分程度）を聞くという催しを行っている。

平沢は地域の学校や故郷、古河市の母校での授業、看護学生への講義、校長や厚生労働省の役人への研修なども行っているが、自発的に資料館を訪れて話を聞こうとする参加者を対象とした第三日曜の会は多忙であっても意欲的に継続している。

館内の写真には、平沢が参加者に展示物の説明をしている場面もあるが、第三日曜の会ではそれは行っていない。

筆者は2013年11月17日の会に参加した。その日の聴衆は約60名, うち30名ほどは市民大学の受講者で, 関東以外からの参加者もあり, 地元の小学生から高齢者まで年齢, 性別は様々であった。この日は普段より参加者が多かったようで, 時間を10分ほど超過しての熱弁だった。

## 2. 語りの内容

平沢はビデオの最後の10分ほど前から客席前方に座り, ビデオが終了して司会が紹介しているときに客席と対面する席に座り変えた。

以下, 叙述要約体で記す。

最初に話したのは全生園の「人権の森」についてで, 35万 $m^2$ に3万本250種類の木々が茂り, 今(講演当日)は紅葉が美しく, 季節の花が次々に咲くことであった。かつては地域住民が園内を訪れることは稀であったが, 現在お花見の時期には見物客であふれ入所者は小さくなっている, と聴衆の緊張を解いた。終盤で再度話題にしたときには市のボランティアが清掃を行い, 柿や菜の花の旬には外の人にみんな持っていかれると話した。

その後, 本題に入り「ハンセン病は現在が過去, 過去が現在」と世界的に患者が減り, 医学的な問題がなくなっても差別偏見がなくなる状況に言及した。全生園には平均年齢83.4歳の228人が暮らしている。かつて園内にあった火葬場はなくなったが, 納骨堂には4104体の骨壺がならぶ。日本の過ちとして140年前にらい菌が発見され微弱な伝染病であることが判明したにもかかわらず, 厳重に消毒することを定め, 空気感染するかのような恐怖感を国民に植え付けたことの罪は重い。第一にすべきことは感染予防であった。1907年の「癩予防に関する件」によって全国5カ所に公立のハンセン病療養所が設けられたが, 処遇は刑務所の囚人の基準を一等下げたものとされ, 刑期を終えれば出られる刑務所と異なり, 療養所からの退所は, たとえ誤診であっても難しかった。戦前・戦中は警察と全身白衣の関係者が患者を探し, 見つけると直ちに療養所へ送られ住居は真っ白に消毒された。社会への恐怖を撒き散らした結果, 患者は学校や仕事や家庭に戻ることは出来ず, 「生きる方向を国によってふさがれた」。療養所とは名ばかりで40種類にのぼる患者労働によって園は運営され, 麦60%米40%, 夕食にたまに魚が出て, 肉や卵は年に1度食べられるかどうかという貧しさだった。居室は12畳に8人が寝起きし, 結婚をすると女性たちの部屋に男性がやってくるという「通い婚」で夜を怖がる入所者もいた。近年全生園でもホルマリン漬の36人の嬰兒が見つかり, 最新では昭和32(1957)年のものもあり, 花がたえることないよう手厚く弔っている。

もともとが劣悪な療養環境であったが戦中は特にひどく, 餓死する入所者もおり棺桶が間に合わず竹で作られた。1943年にアメリカで開発された治療薬プロミンが日本で予算化されたのは戦後の1949年のことである。ハンセン病が治る病気となり, 法改正,

社会復帰の希望が見えてきた矢先、旧法と変わらない「らい予防法」が成立した。初の国立療養所長島愛生園園長を長く勤めた光田健輔に文化勲章が贈られた際、入所者らは当時のお金で5000円を集めてお祝いしたが、光田は「三園長発言」をして強制隔離の文言のある法を存続するよう強硬に訴え実現した。

講演を初めて43分が経過した頃、今度は自分の話に切りかえた。14歳のとき東京大学病院で診断を受け、医師の言葉を信じて一年で帰れるならば早く治して戻ろう、と多磨全生園に入所した。東村山の駅から園まで道に迷い、尋ねようにも途中の農家は戸を閉めて開けてくれず4時間さまよい歩いて到着した。園に来て一番驚いたのは、すぐに学校に戻るつもりでいたのに名前を変えるよう言われたことである。消毒液の入った風呂に入れられ、持ってきたものは没収、病状が進み顔の変わった大人から「平沢、帰れないぞ」と言われ不安は募る一方であった。手紙や荷物は勝手に開けられ、トイレは競争で行かねばならず「タコ部屋」のような生活だった。小説家を目指そうと本を読もうにも人が折り重なるように暮らす居室では読めず、仕方なく臭いトイレにこもって読んだ。昭和17（1942）年5月17日に入所者からの暴力（いじめ）で耳に大けがをした。母が下着に縫い付けて隠し持ってきた食べ物は外で隠れて食べた。

戦後の一時、酒を飲んで暴れたため、障害が重くなった。結婚は1950年6月27日にしたが、その二週間程前の6月12日に断種手術を受けた。これまでの人生のほとんどのことは許せても、このことだけは許せない。23歳だった。

結婚と前後して誰も不要な人などいないと社会運動に参加し始め、一度の人生99%自分のために使っても1%を社会のために生きたら社会が変わるとの思いが動機である。

朝日訴訟には心が揺すぶられ、患者運動や自治会活動に邁進した。自治会を再建し会長に就任してからは療養所を国内の医療に準じた職員や設備等の医療体制にすること、年金、食事など療養生活の基盤の整備、「らい予防法」廃止に尽力した。厚生省での座り込みの際、当時はタクシーに乗車拒否され駅に自転車を置いて通った。

手の指で動くのは2本だけだが、これまで5冊の本を書きアメリカでも翻訳され、印税で途上国のハンセン病患者への支援をしている。「右手でできなければ左手で、それがだめなら足で、口述で」。助けを求めることは恥ずかしいことでなく、自分ができることをしないのが恥ずかしい。

「怨念を怨念でかえずのではなく感謝の心で」「許す心に平和がある」との思いは「人権の森」だけでなくハンセン病資料館にも引き継がれている。世界に類を見ない過酷な政策を行政の視点からでなく当事者の視点で伝えていくことに未来がある。

この講演の直前には古河市の母校で小学生に講演をしてきた。社会運動家として長く活動してきたが2008年までは故郷が古河市であることは言えなかった。里帰りの様子が7分間ニュースで放送されたとき、電話が鳴りやまず、「よくやった」との声と「家族のことを考えろ」という反応に二分された。母校や市長が温かく迎えてくれても実家へ

の帰宅や墓参りは未だできていない。

### 3. インタビュー

講演時間が延長し資料館の閉館時間が迫っていたため、会場での質問となった。

最初に語り部や社会運動家としての活動の原動力になっていることは何かを聞いた。

力を込めた大きな声で「故郷の実家に帰りたい」と即答された。療養所に入所後も何度も実家に戻ってはいるが、畑の中を通して隠れるようにいつも束の間の訪問だった。ハンセン病への偏見をなくして堂々と帰り、お墓参りをしたい。いつか身近な親族からも受け入れられるように社会への啓発に長年取り組んでいる。

活動によって得たもの、活動をしてよかったことは小学校の校長先生をはじめ応援してくれる人が増えたことである。後輩や親せきのなかには講演を聞きに来てくれる人もいる。講演でははじめや自殺がなくなるよう話をしているが、小学生のときに講演を聞いた人がおとなになったとき、自分のことを思い出して頑張ってほしい。たとえ99%が苦しみであっても、人に何か与えられることがあれば、うれしい。

## IV. 考察

平沢は14歳で入所し、数か月に一度、継続的な母親の面会や差し入れ、援助があった。入所者のなかでは比較的恵まれた立場であったが、壮絶なはじめと断種を経験している。旺盛な向学心は社会的な関心につながり、朝日訴訟の朝日茂の生き方に感銘を受け、以後「社会活動家」としての道を踏み出していく。

早く治して実家に戻ろうと入所したが、それはかなわない現実であることを突き付けられ、重症者の惨めな状態を通して園内の差別に気づいた。やがて不自由舎の付き添いをするようになり、療養所内の医療、介護、生活の改善を求める行動を始めた。冷遇されていた人たちの権利保障を活動の中心とした自治会では中央執行委員となり、心身の健康を害し休養したのち、本格的に自治会長として組織を再建し活動を展開した。

公害問題が深刻化していく70年代に開始した緑化運動は現在「人権の森」として地域住民と入所者を結び付ける財産になっている。同時期に始めた障害者団体との連携は福祉に配慮する市政に貢献した。平沢は副会長として市内外の団体とも協力し、「国際障害者年」の機運の高まりとともに成果を上げていった。学校教育の場での啓発は地域と未来への投資、IDEAの活動は世界のハンセン病患者とつながり、活力を得るだけでなく、物心ともに支援している。

社会のハンセン病患者への対応や入所後、職員の患者への扱いによって、社会（非患者）だけでなく自分自身もハンセン病への認識を歪めることになった。人としての尊厳は断種によって決定的におとしめられた。自身を偏見から解放していくのは「らい予防

法」廃止運動を通してである。「らい予防法」への怨念、「生きる方向を国によって塞がれた」怒りと社会復帰への思いの根底にある母の愛情、強烈な望郷の念が活動を突き動かしている。

## V. おわりに

平沢の尊厳の回復は「らい予防法」廃止運動を通して行われたが、もうひとつ重要な事柄として1993年のハンセン病資料館のオープンがある。2013年に創立20周年を迎えた資料館は平沢をはじめとする入所者らの手弁当で始められた。資料館ができたことで「らい予防法」の廃止や国賠訴訟の勝利につながり、自分自身も歴史をとおして自分たちが生きてきたことを語る語り部として、伝えることができた。「ハンセン病であってもわたしは人間なんだという、自信と自覚を取り戻すことができ」た<sup>15)</sup>。

弱者を中心に据える療養所内での活動はやがて地域の障害者運動へとつながり、教育や草の根の国際協力にも発展した。平沢は常に組織の推進力となるとともに自ら病の偏見を解き放ち、講演会、語り部、執筆と広く啓発活動をすることで偏見、差別に敏感な市民層の裾野を広げた。

資料館はそのような活動の拠点となり、未来に向けて過去から学ぶよう社会に警鐘を鳴らし続けている。

## 注

- 1) 講談社のデジタル版日本人名大辞典には平沢保治（ひらさわやすじ）として以下の解説がされている。  
1927- 昭和-平成時代の社会運動家。  
昭和2年3月17日生まれ。13歳でハンセン病と診断され、多磨全生園に隔離された。戦後、元ハンセン病患者の人権回復運動の中心となって、講演・研修の講師をつとめるなど活動をつづける。(元)多磨全生園入所者自治会会長、全生園の建物と緑を残してメモリアルパークとする「人権の森構想」委員会委員長。17年吉川英治文化賞。
- 2) 著書は1997年の『人生に絶望はない』、2005年『世界ハンセン病紀行』『お母ちゃん、ありがとう』、2013年『苦しみは喜びをつくる』（全てかもがわ出版）、『はくのおじさんはハンセン病』（共著、全国障害者問題研究会茨城支部刊）などがある。2013年9月28日の朝日新聞「昭和史再訪」で「らい予防法」制定に関する証言をしている他、ハンセン病資料館語り部活動としての講演をまとめたもの（小学生中学年編、小学生高学年編、教員編）がHPで見られる。
- 3) 平沢（1997）『人生に絶望はない』かもがわ出版、30-39頁
- 4) 国立ハンセン病資料館編 2013年3月29日発行  
「平沢保治さん講演 教育編～命と心と平和の教育を～」3-5頁  
平沢（1997）43-52頁

- 5) 平沢 (1997) 64-77頁
- 6) 平沢 (2005) 『世界ハンセン病紀行』かもがわ出版, 86-88頁
- 7) 平沢 (1997) 80-92頁, 平沢 (2013) 33-34頁, 67-69頁
- 8) 平沢 (2005), 15-16頁
- 9) 平沢 (2005), 173頁, 平沢 (2013) 64-65頁, 83-85頁  
国立ハンセン病資料館編2013年3月29日発行  
「平沢保治さん講演 教員編～命と心と平和の教育を～」6頁
- 10) (2-5-1) IDEA (International Association for Integration, Dignity and Economic Advancementの略称) は1994年9月にブラジルで7カ国から約50人が参加して設立したハンセン病回復者による初めての国際団体。日本語では「共生・尊厳・経済向上をめざすための国際協議会」。平沢 (2005), 33頁
- 11) 平沢 (2005), 32-35頁
- 12) 平沢 (2005), 74-75頁
- 13) 平沢 (2005), 111-115, 138頁
- 14) ガイダンスビデオは「柵の向こう側～ハンセン病患者・回復者の歩み」というタイトルで日本のハンセン病の歴史, 現在の療養所の様子を簡単にまとめたものである。制作年は不明であるが映像に出てくる療養所入所者の平均年齢や出演者(証言者)のうち数名が既に亡くなっていることを勘案すると2005～2007年にかけて撮影されたと思われる。「ふるさと」をハーモニカで吹く入所者の場面で始まり, 海辺で三線を奏でる入所者の場面で終わる。当事者16名と関係者2名が証言していて, 平沢は結婚をすると当時の優生保護法によってなされた断種の様子について語り, 「死んでも許せない」と訴えている。戦時中に韓国・小鹿島の療養所に入所していた人は, 療養所から逃亡して見つかると所内の監禁室に入れられ, 凍死せずに生きて出られたときには懲罰として断種がなされた, と証言している。
- 15) 平沢 (2013), 225-232頁